

令和 7 年第 3 回
対馬市議会定例会議案



対 馬 市

目 次

承認第 1 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 4 号））	5 別冊
承認第 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 5 号））	7 別冊
報告第 4 号	令和 6 事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について	9 別冊
報告第 5 号	令和 6 事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について	1 1 別冊
報告第 6 号	令和 6 事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について	1 3 別冊
報告第 7 号	令和 6 事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について	1 5 別冊
報告第 8 号	令和 6 事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について	1 7 別冊
報告第 9 号	令和 6 年度対馬市一般会計継続費精算報告について	1 9
報告第 1 0 号	令和 6 年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	2 3
認定第 1 号	令和 6 年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について	2 5 別冊
認定第 2 号	令和 6 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	2 7 別冊
認定第 3 号	令和 6 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2 9 別冊
認定第 4 号	令和 6 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	3 1 別冊
認定第 5 号	令和 6 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3 3 別冊
認定第 6 号	令和 6 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 5 別冊
認定第 7 号	令和 6 年度対馬市水道事業会計決算の認定について	3 7 別冊
認定第 8 号	令和 6 年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について	3 9 別冊
議案第 4 8 号	令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 4 9 号	令和 7 年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

議案第 5 0 号	令和 7 年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 5 1 号	令和 7 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 5 2 号	令和 7 年度対馬市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 5 3 号	対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	4 1
議案第 5 4 号	対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	4 5
議案第 5 5 号	対馬市住民センター条例の一部を改正する条例	4 9
議案第 5 6 号	対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営 に関する条例の一部を改正する条例	5 1
議案第 5 7 号	対馬市健康管理センター条例の一部を改正する条例	5 3
議案第 5 8 号	対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び対馬市一般廃棄物処理施設条例 の一部を改正する条例	5 5
議案第 5 9 号	対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例	5 7
議案第 6 0 号	対馬市特産品流通販売施設条例の一部を改正する条例	5 9
議案第 6 1 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について	6 1
議案第 6 2 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（赤崎・フタツテ地区）	7 5
議案第 6 3 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（田井原地区）	8 1
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	8 7
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	8 9
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9 1
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9 3
諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9 5

承認第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 4 号）

承認第 1 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 5 号）

報告第4号

令和6事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社まちづくり厳原の令和6事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 5 号

令和 6 事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人対馬市農業振興公社の令和 6 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 6 号

令和 6 事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人対馬地域商社の令和 6 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 7 号

令和 6 事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定
により、公益財団法人対馬栽培漁業振興公社の令和 6 事業年度経営状況
を別冊のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 8 号

令和 6 事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人対馬市国際交流協会の令和 6 事業年度経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

報告第 9 号

令和 6 年度対馬市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和6年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画						実 績			比 較			
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	特 定 財 方 債	其 他		国県支出金	特 定 財 方 債	其 他		一般財源	一般財源	其 他	
3	2	（ 仮 称 ） 豊 玉 認 定 こ ど も 園 建 設 事 業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
民 生 費		4	403,000,000	0	302,200,000	100,000,000	800,000	143,000,000	0	107,200,000	35,800,000	0	260,000,000	64,200,000	800,000
		5	315,400,000	0	236,500,000	78,000,000	900,000	316,156,540	0	237,200,000	78,000,000	956,540	△ 756,540	0	△ 56,540
		6	160,581,000	0	147,500,000	0	13,081,000	419,580,393	0	341,600,000	64,200,000	13,780,393	△ 258,999,393	0	△ 699,393
		計	878,981,000	0	686,200,000	178,000,000	14,781,000	878,736,933	0	686,000,000	178,000,000	14,736,933	244,067	0	44,067

令和6年度 対馬市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画						実 績			比 較						
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳						
				国県支出金	特 定 財 債	地 方 債		国県支出金	特 定 財 債	地 方 債		国県支出金	特 定 財 債	地 方 債	国県支出金	特 定 財 債	地 方 債	その他
10	3		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
教 育	中 学 校	5	153,487,000	33,666,000	107,800,000	10,000,000	2,021,000	100,334,000	33,666,000	60,000,000	6,000,000	668,000	53,153,000	0	47,800,000	4,000,000	1,353,000	
		6	159,294,000	33,666,000	104,200,000	20,000,000	1,428,000	212,446,900	33,666,000	152,000,000	24,000,000	2,780,900	△ 53,152,900	0	△ 47,800,000	△ 4,000,000	△ 1,352,900	
費	校 改 良 事 業 費	計	312,781,000	67,332,000	212,000,000	30,000,000	3,449,000	312,780,900	67,332,000	212,000,000	30,000,000	3,448,900	100	0	0	0	100	

報告第10号

令和6年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

1 健全化判断比率（法第3条関係）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9.5	27.9
早期健全化基準	(12.64)	(17.64)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.0)	—

備考 実質収支額及び連結実質収支額が赤字でないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は数値なし。

2 資金不足比率（法第22条関係）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
漁業集落排水事業会計	—
旅客定期航路事業特別会計	—

備考 資金の不足額がない会計は、資金不足比率は数値なし。

認定第 1 号

令和 6 年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度対馬市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 2 号

令和 6 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 3 号

令和 6 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 4 号

令和 6 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 5 号

令和 6 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 6 号

令和 6 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 7 号

令和 6 年度対馬市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度対馬市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

認定第 8 号

令和 6 年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度対馬市漁業集落排水事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 3 号

対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「第 1 9 条の 2 第 1 項」を「第 1 9 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 9 条の 3 を第 1 9 条の 4 とする。

第 1 9 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 9 条の 3 とする。

第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 9 条の 2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 2 0 年対馬市条例第 5 号）第 2 5 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせる措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 職員の育児休業等に関する条例第 2 5 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想さ

れる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合におい

て、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 4 号

対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

対馬市職員の育児休業等に関する条例（平成 2 0 年対馬市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 2 2 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業の承認は、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 3 条第 2 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 2 2 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 2 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間があ

る場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は持病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」

を加える。

第 2 4 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 2 4 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行規則)

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）

第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の対馬市職員の育児休業等に関する条例第 2 2 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 5 号

対馬市住民センター条例の一部を改正する条例

対馬市住民センター条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表豆酩住民センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 6 号

対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（令和 5 年対馬市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の対馬市議会議員及び対馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される対馬市議会議員及び対馬市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された対馬市議会議員及び対馬市長の選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 57 号

対馬市健康管理センター条例の一部を改正する条例

対馬市健康管理センター条例（平成 16 年対馬市条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表対馬市健康管理センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 58 号

対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び対馬市一般廃棄物
処理施設条例の一部を改正する条例

(対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 1 条 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年対馬市
条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 ごみ処理手数料 （1） 家庭系ごみ イ 資源ごみ袋
の表中「30 円」を「20 円」に、「20 円」を「15 円」に、「1
0 円」を「5 円」に改める。

(対馬市一般廃棄物処理施設条例の一部改正)

第 2 条 対馬市一般廃棄物処理施設条例（平成 16 年対馬市条例第 15
0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「200 円」を「300 円」に、「78 円」を「100 円」
に、「520 円」を「600 円」に、「26 円」を「50 円」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 59 号

対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

対馬市公園等設置条例（平成 18 年対馬市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 鹿牧場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 0 号

対馬市特産品流通販売施設条例の一部を改正する条例

対馬市特産品流通販売施設条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 8 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表上対馬町特産品流通販売施設の項を削る。

別表上対馬町特産品流通販売施設の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 1 号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 3 7 年法律第 8 8 号)第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市厳原町内山辺地
(辺地の人口 88 人 面積 6.7 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 厳原町内山、桃木
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市厳原町内山56番地4
- ③辺 地 度 点 数 313 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
各地区に配備する消防団小型動力ポンプ付積載自動車において、老朽化による動力ポンプ及び車両の機動性の低下がみられ、有事に地域住民の生命、財産を守る信頼性が著しく低下しているため、順次車両を更新し、地域の消防機動力を向上させるもの。

3. 公共施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間 (単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市		17,908	0	17,908	17,900
合計			17,908	0	17,908	17,900

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市厳原町下原辺地
(辺地の人口 291 人 面積 35.6 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 厳原町下原、床谷、日掛、上山、檜根
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市厳原町下原515番地19
- ③辺 地 度 点 数 249 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道

林道シワカウ線は厳原町檜根に位置し市道久田日掛線を起点とする路線で、未舗装の路面は降雨時に路盤の流出等が激しく、維持管理の負担が年々増加しているため、路盤工と排水工の改良を行い維持管理の軽減を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
林道	市		79,050	37,750	41,300	41,200
合計			79,050	37,750	41,300	41,200

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市豊玉町曾辺地
(辺地の人口 255 人 面積 8.0 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 豊玉町曾、位ノ端
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市豊玉町曾629番地8
- ③辺 地 度 点 数 294 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○スクールバス

本スクールバスは、鎚川、千尋藻、曾、位之端地区の児童生徒が豊玉小学校及び豊玉中学校への登下校に利用しているが、購入から20年以上が経過しており、老朽化により故障が多発し、運行に支障をきたしているため、新たに購入し児童生徒の安心・安全な通学環境の整備を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
スクールバス	市		9,307	3,900	5,407	5,400
合計			9,307	3,900	5,407	5,400

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市豊玉町田辺地
(辺地の人口 127 人 面積 8.0 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 豊玉町田
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市豊玉町田209番地1
- ③辺 地 度 点 数 276 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設
各地区に配備する消防団小型動力ポンプ付積載自動車において、老朽化による動力ポンプ及び車両の機動性の低下がみられ、有事に地域住民の生命、財産を守る信頼性が著しく低下しているため、順次車両を更新し、地域の消防機動力を向上させるもの。

3. 公共施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市		17,908	0	17,908	17,900
合計			17,908	0	17,908	17,900

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市厳原町厳原辺地
(辺地の人口 4,651 人 面積 12.8 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 厳原町北里、東里、西里、棧原、宮谷、日吉、天道茂、中村、今屋敷、田渕、大手橋、国分、久田道、久田
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市厳原町田渕781番地
- ③辺 地 度 点 数 157 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

地区に配備の消防団積載自動車において老朽化による小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるもの。

○消防施設

厳原辺地内は道路狭隘地区が複数存在し、現在は4WS性能を有する高規格救急車に対応しているが、今後当該救急車は製造されないことが決定している。そのため、傷病者の救命率及び社会復帰率の向上を目指す救急救命に対する負託に応じるため、コンパクトな2B型救急自動車を購入するもの。

○消防施設

本事業は対馬市水道局が行う水道改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。
水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い、消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

3. 公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市		24,077	0	24,077	24,000
消防施設	市		19,394	0	19,394	19,300
消防施設	市		8,129	0	8,129	8,100
合計			51,600	0	51,600	51,400

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市厳原町尾浦辺地
(辺地の人口 114 人 面積 11.5 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 厳原町尾浦、安神
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市厳原町尾浦34番地
- ③辺 地 度 点 数 239 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道

島の東南部に位置する安神地区には、対馬唯一のごみ焼却施設及び木材伐採地区があり、市全域から収集されたごみ運搬車両や木材搬出車両が通行しているが、山間部にある現況道路が幅員狭小で急勾配かつ急カーブが連続し、事故発生の危険性が極めて高く、車両の通行等に多大な支障を来している。このため、市道と林道を連携して一体的に整備することにより、安心で安全な運搬作業や時間短縮等が可能な地域産業の競争力強化に資する道路ネットワークを構築する。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
林道	市		<u>15,576</u> (15,500)	<u>6,054</u> (6,000)	<u>9,522</u> (9,500)	<u>9,500</u> (9,400)
合計			<u>15,576</u> (15,500)	<u>6,054</u> (6,000)	<u>9,522</u> (9,500)	<u>9,500</u> (9,400)

※ () 書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市美津島町雞知辺地
（ 辺地の人口 3,738 人 面積 14.7 Km² ）

1. 辺地の概況

- ① 辺地を構成する町又は字の名称 美津島町雞知
- ② 地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市美津島町雞知乙497番地7
- ③ 辺 地 度 点 数 211 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○林道
林業専用道雞知焼松線は、利用区域面積7.7haのうち、人工林は6.7haを占め、そのほとんどは、これまでに切り捨て間伐が繰り返されてきたが、今後は利用間伐による材の販売収入が得られる状況になっている。
現在は長期的な利用に耐える基幹路網の整備がなされていないため、木材の搬出のためには長い延長の作業道開設が必要で、多大なコストがかかる状況である。効率的な利用間伐による山林所有者の収入確保や、将来的な主伐とその後の更新による持続可能な森林経営が不可能な状況である。
このため、本路線の開設により森林資源の効率的な有効利用を実現し、地域山林の持続的な経営実現を図る。

○学校給食施設
美津島学校給食共同調理場給食運搬車は使用開始から25年が経過し、走行距離も28万kmを超え、故障が頻繁に発生していることから、安全で安心した配送を実施できる体制を確保するため更新する。

○消防施設
常備消防に配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年以上経過し、老朽化により機械故障が懸念され、エンジン及び駆動系の修理で高額となっている。主ポンプ及び真空ポンプが故障した場合、部品が製造中止のため修理不可能であることから、車両を更新するもの。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間 (単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
林道	市	24,600 (210,858)	14,640 (125,614)	9,960 (85,244)	9,900 (84,900)
学校給食施設	市	6,332	0	6,332	6,300
消防施設	市	85,069	0	85,069	85,000
合計		116,001 (30,932)	14,640 (14,640)	101,361 (16,292)	101,200 (16,200)

※ () 書きは変更前の金額

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市美津島町吹崎辺地
(辺地の人口 151 人 面積 13.9 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 美津島町箕形、吹崎、加志
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市美津島町吹崎169番地
- ③辺 地 度 点 数 292 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○簡易水道施設

中西部簡易水道は、昭和42年に創設し、昭和55年に、箕形地区と統合し、事業を行い現在に至っているが、施設の老朽化が著しく安定供給に苦慮している現状であるため、本事業を実施し、清浄にして安定した水の供給を図る。

○消防施設

本事業は対馬市水道局が行う**水道改良事業**に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。

水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い、消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

○消防施設

本施設は、美津島第10分団の消防拠点施設として昭和63年に建設され、地域の消防防災機能の向上に努めてきたが、老朽化による雨漏りなどにより消防団活動に支障が出ている状況である。

火災や災害時に早急に対応できる消防団拠点機能を維持するため、新たに建設するものである。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
簡易水道施設	市		681,000 (680,000)	340,000 (340,000)	341,000 (340,000)	170,000 (170,000)
消防施設	市		8,129 (3,500)	0 (0)	8,129 (3,500)	8,100 (3,500)
消防施設	市		53,490	0	53,490	53,400
合計			742,619 (736,990)	340,000 (340,000)	402,619 (396,990)	231,500 (226,900)

※ () 書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市豊玉町仁位辺地
（ 辺地の人口 961 人 面積 10.7 Km²）

1. 辺地の概況

- ① 辺地を構成する町又は字の名称 豊玉町仁位
- ② 地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市豊玉町仁位1295番地1
- ③ 辺 地 度 点 数 237 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○学校給食施設

本運搬車は、平成5年に購入したもので、購入から30年以上が経過し、経年劣化による故障が頻発しているが、交換部品が製造されておらず、対応が困難な状況にあるため、新たに運搬車を購入し、給食配送の円滑化を図る。

○診療施設

現在の除細動器は、購入から約10年経過しており、故障した際に修理できない可能性がある。当機器は、心房細動等の治療に用いる救急医療機器として緊急時に備えて常設しておく必要があるため、今回更新するものである。

○消防施設

地区に配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年以上経過し、老朽化により機械故障が懸念され、エンジン及び駆動系の修理で高額となっている。主ポンプ及び真空ポンプが故障した場合、部品が製造中止のため修理不可能であることから、車両を更新するもの。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
学校給食施設	市	9,240	0	9,240	9,200
診療施設	市	1,628	592	1,036	1,000
消防施設	市	85,069	0	85,069	85,000
合計		95,937 (10,868)	592 (592)	95,345 (10,276)	95,200 (10,200)

※（ ）書きは変更前の金額

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市上対馬町比田勝辺地
(辺地の人口 887 人 面積 5.4 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町比田勝、網代
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上対馬町比田勝832番地3
- ③辺 地 度 点 数 239 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

現在配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年を経過し、老朽による機械故障が懸念され、主ポンプ及び真空ポンプの故障が発生した場合、部品が製造中止のため修理不能となることから車両を更新するもの。

また、消防団車両は、車両適正化計画により、消防ポンプ自動車未配備の地区に購入配備し、地域の消防機動力及び消防力の強化を図る。

○簡易水道施設

中央地区簡易水道は、昭和36年7月10日長崎県指令第459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況であり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。

○消防施設

本事業は対馬市水道局が行う**水道改良事業**に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。

水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い、消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
消防施設	市	73,248	0	73,248	73,248
簡易水道施設	市	<u>872,786</u> (880,000)	<u>436,393</u> (440,000)	<u>436,393</u> (440,000)	<u>218,000</u> (219,900)
消防施設	市	<u>8,129</u> (3,500)	<u>0</u> (0)	<u>8,129</u> (3,500)	<u>8,100</u> (3,500)
合計		<u>954,163</u> (956,748)	<u>436,393</u> (440,000)	<u>517,770</u> (516,748)	<u>299,348</u> (296,648)

※ () 書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上対馬町浜久須辺地
（辺地の人口 274 人 面積 19.7 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町浜久須、富浦、唐舟志、大增、玖須
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上対馬町浜久須254番地
- ③辺 地 度 点 数 283 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○簡易水道施設

中央地区簡易水道は、昭和36年7月10日長崎県指令第459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況であり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。

○通学施設

スクールバスを利用する児童生徒が天候に左右されることなく、安心安全に通学できるための待合所を新築し、通学環境の整備を図る。

○集会施設

本施設は昭和56年の建築から40年以上が経過し、施設の老朽化が著しく建物外壁の劣化などが散見され、一部では雨漏りが生じている状況である。本施設はこれまで地区の集会や行事、高齢者の健康体操などで利用されており、地区住民にとって重要な拠点施設となっているため、コミュニティの醸成及び高齢者福祉の向上などに資する施設として、地域住民が安心して利用できる施設環境を整えるもの。

3. 公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
簡易水道施設	市		872,786 (880,000)	436,393 (440,000)	436,393 (440,000)	218,000 (219,900)
通学施設	市		13,600	0	13,600	13,600
集会施設	市		12,623	0	12,623	12,600
合計			899,009 (893,600)	436,393 (440,000)	462,616 (453,600)	244,200 (233,500)

※（ ）書きは変更前の金額

総 合 整 備 計 画 書 (案)

長崎県対馬市上対馬町一重辺地
(辺地の人口 90 人 面積 7.5 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町一重
- ②地 域 の 中 心 の 位 置 対馬市上対馬町一重633番地
- ③辺 地 度 点 数 371 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

- 林道
林道一重線を起点とする延長2,500m、幅員**3.6m**の林業専用道を開設することにより、利用区域内の除間伐及び伐採木の搬出が可能となり、森林資源の効率的な有効利用を実現し、地域山林の持続的な経営を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間 (単位：千円)

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
林道	市		<u>314,976</u> (274,000)	<u>188,960</u> (164,700)	<u>126,016</u> (109,300)	<u>125,900</u> (109,100)
合計			<u>314,976</u> (274,000)	<u>188,960</u> (164,700)	<u>126,016</u> (109,300)	<u>125,900</u> (109,100)

※ () 書きは変更前の金額

議案第 6 2 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（赤崎・フタツテ地区）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面 積 (平方メートル)	編入する区域
対馬市美津島町芦浦字思案川 3 2 6 の 9 から 1 1 地先並び に字赤崎 3 3 1 の 1 5、3 3 1 の 1 6、3 3 3 の 3、3 3 4 の 4、3 3 4 の 8、3 3 4 の 1 0、 3 3 4 の 1 2、3 3 5 の 3 及び 3 3 5 の 4 地先並びに字フタ ツテ 3 3 7 の 2、3 4 1 の 9 か ら 1 3 及び 3 4 1 の 1 7 から 2 1 地先	1 1 9 2 3 . 3 0	字赤崎



長崎県指令54漁計許第72号

竣 功 認 可 書

対 馬 市

令和6年11月21日付けで申請のあった第1種芦ヶ浦漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和7年3月14日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

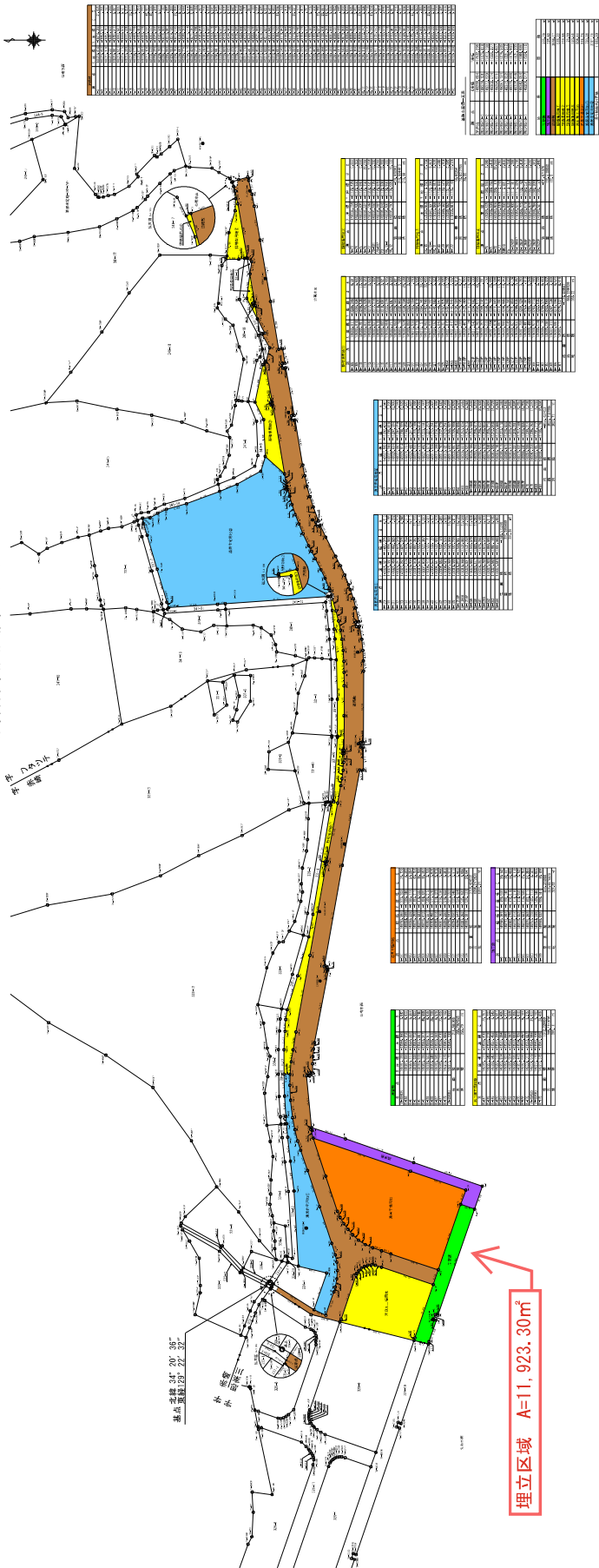
長崎県対馬市美津島町芦浦字赤崎333番3から字フタツテ341番17に至る地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

3. 竣功面積 11,923.30㎡

(内訳)	岸		壁		敷	355.79㎡
	護		岸		敷	325.69㎡
	道		路		敷	3,886.77㎡
	野	積	場	用	①	568.22㎡
	野	積	場	用	②	219.98㎡
	野	積	場	用	③	28.00㎡
	野	積	場	用	④	120.51㎡
	天	日	加	工	地	806.11㎡
	漁	具	干	場	地	1,864.24㎡
	漁	民	住	宅	①	720.28㎡
		民	住	宅	②	3,027.71㎡

求積平面図 S=1:500
 長崎県指令54漁計第72号
 対馬市美津島町戸瀬字赤崎・フタツツ



埋立区域 A=11,923.30㎡

議案第 6 3 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（田井原地区）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面 積 (平方メートル)	編入する区域
対馬市厳原町豆酛瀬字田井原 3 7 6 の 4 地先	3 2 4 7 . 8 9	字田井原



長崎県指令4漁港許第7号

竣功認可書

対馬市

令和7年2月20日付けで申請のあった第1種瀬漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和 7 年 6 月 27 日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

長崎県対馬市厳原町豆酸瀬字田井原376番4地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

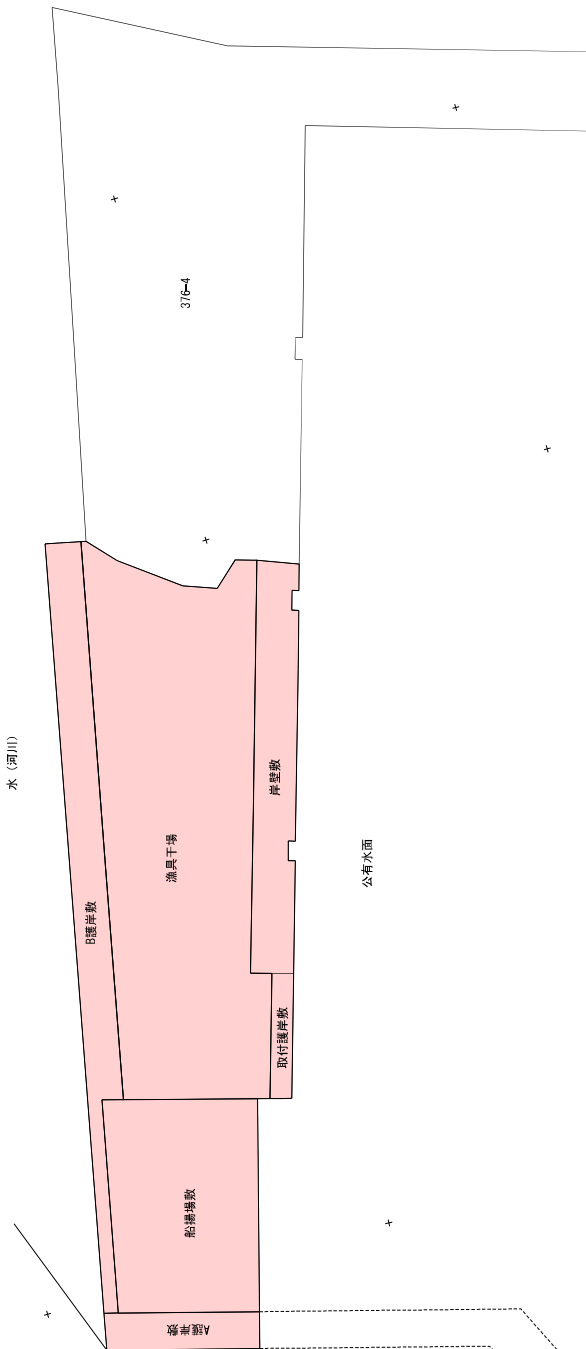
3. 竣功面積 3247.89㎡

(内訳)	A	護	岸	敷	113.82㎡
	B	護	岸	敷	460.12㎡
	船	揚	場	敷	632.59㎡
	漁	具	干	場	1641.89㎡
	岸	壁	敷		345.68㎡
	取	付	護	岸	53.79㎡



字 図 S=1:500
対馬市厳原町豆酸瀬字田井原

水(河川)



長崎県指令測量第7号

測量年月日	令和5年 3月16日
測量者氏名	(有)対馬開発コンサルタント 乙成 勝樹
測量監督氏名	対馬市役所建設課 佐藤 公明

凡 例	
埋立区域	

公有水面埋立図	
工事名	瀬瀬港埋立跡功認可測量
施工場所	対馬市厳原町豆酸瀬地内
図面種類	字 図
縮 尺	S=1:500
図面番号	3

基点
北緯 34° 08' 46"
東経 129° 10' 55"

求積平面図 S=1:500
対馬市厳原町豆酸瀬字田井原



A 岸敷				
点名	X	座標 Y	座標	辺長
1-2008	127501.222	-20002.561		5.491
48	127501.262	-20002.559		2.831
47	127500.380	-20002.410		16.827
1982	127500.840	-20002.380		5.773
1983	127501.274	-20002.374		21.880
1984	127501.274	-20002.374		13.816
1985	127501.274	-20002.374		113.82
1986	127501.274	-20002.374		113.82

白瀬岸敷				
点名	X	座標 Y	座標	辺長
1-2008	127501.117	-20002.455		2.831
1-2009	127501.145	-20002.410		3.894
49	127501.145	-20002.410		4.894
50	127501.145	-20002.410		4.894
51	127501.145	-20002.410		4.894
52	127501.145	-20002.410		4.894
53	127501.145	-20002.410		4.894
54	127501.145	-20002.410		4.894
55	127501.145	-20002.410		4.894
56	127501.145	-20002.410		4.894
57	127501.145	-20002.410		4.894
58	127501.145	-20002.410		4.894
59	127501.145	-20002.410		4.894
60	127501.145	-20002.410		4.894
61	127501.145	-20002.410		4.894
62	127501.145	-20002.410		4.894
63	127501.145	-20002.410		4.894
64	127501.145	-20002.410		4.894
65	127501.145	-20002.410		4.894
66	127501.145	-20002.410		4.894
67	127501.145	-20002.410		4.894
68	127501.145	-20002.410		4.894
69	127501.145	-20002.410		4.894
70	127501.145	-20002.410		4.894
71	127501.145	-20002.410		4.894
72	127501.145	-20002.410		4.894
73	127501.145	-20002.410		4.894
74	127501.145	-20002.410		4.894
75	127501.145	-20002.410		4.894
76	127501.145	-20002.410		4.894
77	127501.145	-20002.410		4.894
78	127501.145	-20002.410		4.894
79	127501.145	-20002.410		4.894
80	127501.145	-20002.410		4.894
81	127501.145	-20002.410		4.894
82	127501.145	-20002.410		4.894
83	127501.145	-20002.410		4.894
84	127501.145	-20002.410		4.894
85	127501.145	-20002.410		4.894
86	127501.145	-20002.410		4.894
87	127501.145	-20002.410		4.894
88	127501.145	-20002.410		4.894
89	127501.145	-20002.410		4.894
90	127501.145	-20002.410		4.894
91	127501.145	-20002.410		4.894
92	127501.145	-20002.410		4.894
93	127501.145	-20002.410		4.894
94	127501.145	-20002.410		4.894
95	127501.145	-20002.410		4.894
96	127501.145	-20002.410		4.894
97	127501.145	-20002.410		4.894
98	127501.145	-20002.410		4.894
99	127501.145	-20002.410		4.894
100	127501.145	-20002.410		4.894
101	127501.145	-20002.410		4.894
102	127501.145	-20002.410		4.894
103	127501.145	-20002.410		4.894
104	127501.145	-20002.410		4.894
105	127501.145	-20002.410		4.894
106	127501.145	-20002.410		4.894
107	127501.145	-20002.410		4.894
108	127501.145	-20002.410		4.894
109	127501.145	-20002.410		4.894
110	127501.145	-20002.410		4.894
111	127501.145	-20002.410		4.894
112	127501.145	-20002.410		4.894
113	127501.145	-20002.410		4.894
114	127501.145	-20002.410		4.894
115	127501.145	-20002.410		4.894
116	127501.145	-20002.410		4.894
117	127501.145	-20002.410		4.894
118	127501.145	-20002.410		4.894
119	127501.145	-20002.410		4.894
120	127501.145	-20002.410		4.894
121	127501.145	-20002.410		4.894
122	127501.145	-20002.410		4.894
123	127501.145	-20002.410		4.894
124	127501.145	-20002.410		4.894
125	127501.145	-20002.410		4.894
126	127501.145	-20002.410		4.894
127	127501.145	-20002.410		4.894
128	127501.145	-20002.410		4.894
129	127501.145	-20002.410		4.894
130	127501.145	-20002.410		4.894
131	127501.145	-20002.410		4.894
132	127501.145	-20002.410		4.894
133	127501.145	-20002.410		4.894
134	127501.145	-20002.410		4.894
135	127501.145	-20002.410		4.894
136	127501.145	-20002.410		4.894
137	127501.145	-20002.410		4.894
138	127501.145	-20002.410		4.894
139	127501.145	-20002.410		4.894
140	127501.145	-20002.410		4.894
141	127501.145	-20002.410		4.894
142	127501.145	-20002.410		4.894
143	127501.145	-20002.410		4.894
144	127501.145	-20002.410		4.894
145	127501.145	-20002.410		4.894
146	127501.145	-20002.410		4.894
147	127501.145	-20002.410		4.894
148	127501.145	-20002.410		4.894
149	127501.145	-20002.410		4.894
150	127501.145	-20002.410		4.894
151	127501.145	-20002.410		4.894
152	127501.145	-20002.410		4.894
153	127501.145	-20002.410		4.894
154	127501.145	-20002.410		4.894
155	127501.145	-20002.410		4.894
156	127501.145	-20002.410		4.894
157	127501.145	-20002.410		4.894
158	127501.145	-20002.410		4.894
159	127501.145	-20002.410		4.894
160	127501.145	-20002.410		4.894
161	127501.145	-20002.410		4.894
162	127501.145	-20002.410		4.894
163	127501.145	-20002.410		4.894
164	127501.145	-20002.410		4.894
165	127501.145	-20002.410		4.894
166	127501.145	-20002.410		4.894
167	127501.145	-20002.410		4.894
168	127501.145	-20002.410		4.894
169	127501.145	-20002.410		4.894
170	127501.145	-20002.410		4.894
171	127501.145	-20002.410		4.894
172	127501.145	-20002.410		4.894
173	127501.145	-20002.410		4.894
174	127501.145	-20002.410		4.894
175	127501.145	-20002.410		4.894
176	127501.145	-20002.410		4.894
177	127501.145	-20002.410		4.894
178	127501.145	-20002.410		4.894
179	127501.145	-20002.410		4.894
180	127501.145	-20002.410		4.894
181	127501.145	-20002.410		4.894
182	127501.145	-20002.410		4.894
183	127501.145	-20002.410		4.894
184	127501.145	-20002.410		4.894
185	127501.145	-20002.410		4.894
186	127501.145	-20002.410		4.894
187	127501.145	-20002.410		4.894
188	127501.145	-20002.410		4.894
189	127501.145	-20002.410		4.894
190	127501.145	-20002.410		4.894
191	127501.145	-20002.410		4.894
192	127501.145	-20002.410		4.894
193	127501.145	-20002.410		4.894
194	127501.145	-20002.410		4.894
195	127501.145	-20002.410		4.894
196	127501.145	-20002.410		4.894
197	127501.145	-20002.410		4.894
198	127501.145	-20002.410		4.894
199	127501.145	-20002.410		4.894
200	127501.145	-20002.410		4.894

点名	X座標	Y座標
K0710711-2	127535.483	-20018.285
K0710711-2	127522.260	-20048.044
1.1	127544.511	-20002.351
1.2	127545.171	-20022.465

基準点座標一覧表

測量年度	令和5年 3月16日
測量者氏名	(有) 対馬開発コンサルタント 乙成 賢樹
測量士番号	外務省役所基礎整備課 築城 公則

長崎県総合設計事務所

公有水面埋立図	
工事名	瀬瀬港埋立竣功認可測量
施工場所	対馬市厳原町豆酸瀬地内
図面種類	求積平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	対馬市 1

座標名	X	座標 Y	座標	辺長
1-2008	127501.120	-20010.270		0.993
1-2009	127501.070	-20010.880		2.112
1-2010	127501.040	-20010.880		1.000
1-2011	127501.040	-20012.900		4.380
1-2012	127501.040	-20012.900		4.380
1-2013	127501.040	-20012.900		4.380
1-2014	127501.040	-20012.900		4.380
1-2015	127501.040	-20012.900		4.380
1-2016	127501.040	-20012.900		4.380
1-2017	127501.040	-20012.900		4.380
1-2018	127501.040	-20012.900		4.380
1-2019	127501.040	-20012.900		4.380
1-2020	127501.040	-20012.900		4.380
1-2021	127501.040	-20012.900		4.380
1-2022	127501.040	-20012.900		4.380
1-2023	127501.040	-20012.900		4.380
1-2024	127501.040	-20012.900		4.380
1-2025	127501.040	-20012.900		4.380
1-2026	127501.040	-20012.900		4.380
1-2027	127501.040	-20012.900		4.380
1-2028	127501.040	-20012.900		4.380
1-2029	127501.040	-20012.900		4.380
1-2030	127501.040	-20012.900		4.380
1-2031	127501.040	-20012.900		4.380
1-2032	127501.040	-20012.900		4.380
1-2033	127501.040	-20012.900		4.380
1-2034	127501.040	-20012.900		4.380
1-2035	127501.040	-20012.900		4.380
1-2036	127501.040	-20012.900		4.380
1-2037	127501.040	-20012.900		4.380
1-2038	127501.040	-20012.900		4.380
1-2039	127501.040	-20012.900		4.380
1-2040	127501.040	-20012.900		4.380
1-2041	127501.040	-20012.900		4.380
1-2042	127501.040	-20012.900		4.380
1-2043	127501.040	-20012.900		4.380
1-2044	127501.040	-20012.900		4.380
1-2045	127501.040	-20012.900		4.380
1-2046	127501.040	-20012.900		4.380
1-2047	127501.040	-20012.900		4.380
1-2048	127501.040	-20012.900		4.380
1-2049	127501.040	-20012.900		4.380
1-2050	127501.040	-20012.900		4.380
1-2051	127501.040	-20012.900		4.380
1-2052	127501.040	-20012.900		4.380
1-2053	127501.040	-20012.900		4.380
1-2054	127501.040	-20012.900		4.380
1-2055	127501.040	-20012.900		4.380
1-2056	127501.040	-20012.900		4.380
1-2057	127501.040	-20012.900		4.380
1-2058	127501.040	-20012.900		4.380
1-2059	127501.040	-20012.900		4.380
1-2060	127501.040	-20012.900		4.380
1-2061	127501.040	-20012.900		4.380
1-2062	127501.040	-20012.900		4.380
1-2063	127501.040	-20012.900		4.380
1-2064	127501.040	-20012.900		4.380
1-2065	127501.040	-20012.900		4.380
1-2066	127501.040	-20012.900		4.380
1-2067	127501.040	-20012.900		4.380
1-2068	127501.040	-20012.900		4.380
1-2069	127501.040	-20012.900		4.380
1-2070	127501.040	-20012.900		4.380
1-2071	127501.040	-20012.900		4.380
1-2072	127501.040	-20012.900		4.380
1-2073	127501.040	-20012.900		4.380
1-2074	127501.040	-20012.900		4.380
1-2075	127501.040	-20012.900		4.380
1-2076	127501.040	-20012.900		4.380
1-2077	127501.040	-20012.900		4.380
1-2078	127501.040	-20012.900		4.380
1-2079	127501.040	-20012.900		4.380
1-2080	127501.040	-20012.900		4.380
1-2081	127501.040	-20012.900		4.380
1-2082	127501.040	-20012.900		4.380
1-2083	127501.040	-20012.900		4.380
1-2084	127501.040	-20012.900		4.380
1-2085	127501.040	-20012.900		4.380
1-2086	127501.040	-20012.900		4.380
1-2087	127501.040	-20012.900		4.380
1-2088	127501.040	-20012.900		4.380
1-2089	127501.040	-20012.900		4.380
1-2090	127501.040	-20012.900		4.380
1-2091	127501.040	-20012.900		4.380
1-2092	127501.040	-20012.900		4.380
1-2093	127501.040	-20012.900		4.380
1-2094	127501.040	-20012.900		4.380
1-2095	127501.040	-20012.900		4.380
1-2096	127501.040	-20012.900		4.380
1-2097	127501.040	-20012.900		4.380
1-2098	127501.040	-20012.900		4.380
1-2099	127501.040	-20012.900		4.380
1-2100	127501.040	-20012.900		4.380
1-2101	127501.040	-20012.900		4.380
1-2102	127501.040	-20012.900		4.380
1-2103	127501.040	-20012.900		4.380
1-2104	127501.040	-20012.900		4.380
1-2105	127501.040	-20012.900		4.380
1-2106	127501.040	-20012.900		4.380
1-2107	127501.040	-20012.900		4.380
1-2108	127501.040	-20012.900		4.380
1-2109	127501.040	-20012.900		4.380
1-2110	127501.040	-20012.900		4.380
1-2111	127501.040	-20012.900		4.380
1-2112	127501.040	-20012.900		4.380
1-2113	127501.040	-20012.900		4.380
1-2114	127501.040	-20012.900		4.380
1-2115	127501.040	-20012.900		4.380
1-2116	127501.040	-20012.900		4.380
1-2117	127501.040	-20012.900		4.380
1-2118	127501.040	-20012.900		4.380
1-2119	127501.040	-20012.900		4.380
1-2120	127501.040	-20012.900		4.380
1-2121	127501.040	-20012.900		4.380
1-2122	127501.040	-20012.900		4.380
1-2123	127501.040	-20012.900		4.380
1-2124	127501.040	-20012.900		4.380
1-2125	127501.040	-20012.900		4.380
1-2126	127501.040	-20012.900		4.380
1-2127	127501.040	-20012.900		4.380
1-2128	127501.040	-20012.900		4.380
1-2129	127501.040	-20012.900		4.380
1-2130	127501.040	-20012.900		4.380
1-2131	127501.040	-20012.900		4.380
1-2132	127501.040	-20012.900		4.380
1-2133	127501.040	-20012.900		4.380
1-2134	127501.040	-20012.900		4.380
1-2135	127501.040	-20012.900		4.380
1-2136	127501.040	-20012.900		4.380
1-2137	127501.040	-20012.900		4.380
1-2138	127501.040	-20012.900		4.380
1-2139	127501.040	-20012.900		4.380
1-2140	127501.040	-20012.900		4.380
1-2141	127501.040	-20012.900		4.380
1-2142	127501.040	-20012.900		4.380
1-2143	127501.040	-20012.900		4.380
1-2144	127501.040	-20012.900		4.380
1-2145	127501.040	-20012.900		4.380
1-2146	127501.040	-20012.900		4.380
1-2147	127501.040	-20012.900		4.380
1-2148	127501.040	-20012.900		4.380
1-2149	127501.040	-20012.900		4.380
1-2150	127501.040	-20012.900		4.380
1-2151	127501.040	-20012.900		4.380
1-2152	127501.040	-20012.900		4.380
1-2153	127501.040	-20012.900		4.380
1-2154	127501.040	-20012.900		4.380
1-2155	127501.040	-20012.900		4.380
1-2156	127501.040	-20012.900		4.380
1-2157	127501.040	-20012.900		4.380
1-2158	127501.040	-20012.900		4.380
1-2159	127501.040	-20012.900		4.380
1-2160	127501.040	-20012.900		4.380
1-2161	127501.040	-20012.900		4.380
1-2162	127501.040	-20012.900		4.380
1-2163	127501.040	-20012.900		4.380
1-2164	127501.040	-20012.900		4.380
1-2165	127501.040	-20012.900		4.380
1-2166	127501.040	-20012.900		4.380
1-2167	127501.040	-20012.900		4.380
1-2168	127501.040	-20012.900		4.380
1-2169	127501.040	-20012.900		4.380
1-2170	127501.040	-20012.900		4.380
1-2171	127501.040	-20012.900		4.380
1-2172	127501.040	-20012.900		4.380
1-2173	127501.040	-20012.900		4.380
1-2174	127501.040	-20012.900		4.380
1-2175	127501.040	-20012.900		4.380
1-2176	127501.040	-20012.900		4.380
1-2177	127501.040	-20012.900		4.380
1-2178	127501.040	-20012.900		4.380
1-2179	127501.040	-20012.900		4.380
1-2180	127501.040	-20012.900		4.380
1-2181	127501.040	-20012.900		4.380
1-2182	127501.040	-20012.900		4.380
1-2183	127501.040	-20012.900		4.380
1-2184	127501.040	-20012.900		4.380
1-2185	127501.040	-20012.900		4.380
1-2186	127501.040	-20012.900		4.380
1-2187	127501.040	-20012.900		4.380
1-2188	127501.040	-20012.900		4.380
1-2189	127501.040	-20012.900		4.380
1-2190	127501.040	-20012.900		4.380
1-2191	127501.040	-20012.900		4.380
1-2192	127501.040	-20012.900		4.380
1-2193	127501.040	-20012.900		4.380
1-2194	127501.040	-20012.900		4.380
1-2195	127501.040	-20012.900		4.380
1-2196	127501.040	-20012.900		4.380
1-2197	127501.040	-20012.900		4.380
1-2198	127501.040	-20012.900		4.380
1-2199	127501.040	-20012.900		4.380
1-2200	127501.040	-20012.900		4.380
1-2201	127501.040	-20012.900		4.380
1-2202	127501.040	-20012.900		4.380
1-2203	127501.040	-20012.900		4.380
1-2204	127501.040	-20012.900		4.380
1-2205	127501.040	-20012.900		4.380
1-2206	127501.040	-20012.900		4.380
1-2207	127501.040	-20012.900		4.380
1-2208	127501.040	-20012.900		4.380
1-2209	127501.040	-20012.900		4.380
1-2210	127501.040	-20012.900		4.380
1-2211	127501.040	-20012.900		4.380
1-2212	127501.040	-20012.900		4.380
1-2213	127501.040	-20012.900		4.380
1-2214	127501.040	-20012.900		4.380
1-2215	127501.040	-20012.900		4.380
1-2216	127501.040	-20012.900		4.380
1-2217	127501.040	-20012.900		4.380
1-2218	127501.040	-20012.900		4.380
1-2219	127501.040	-20012.900		4.380
1-2220	127501.040	-20012.900		

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 住 所 | 対馬市豊玉町 |
| 2 | 氏 名 | さいき ただし
佐伯 正 |
| 3 | 生年月日 |  |

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月9日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 住 所 | 対馬市厳原町 |
| 2 | 氏 名 | いちのみや よしゆき
一 宮 義 幸 |
| 3 | 生年月日 |  |

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 住 所 | 対馬市美津島町 |
| 2 | 氏 名 | <small>あ び る さ と こ</small>
阿比留 聡子 |
| 3 | 生年月日 |  |

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月9日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 住 所 | 対馬市厳原町 |
| 2 | 氏 名 | かぎもと たえこ
鍵 本 妙子 |
| 3 | 生年月日 |  |

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月9日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市上県町

2 氏 名 ありかわ よしあき
有 川 義 明

3 生年月日

